

# 平成29年度補助事業公募説明等

---

平成29年3月17日(金)

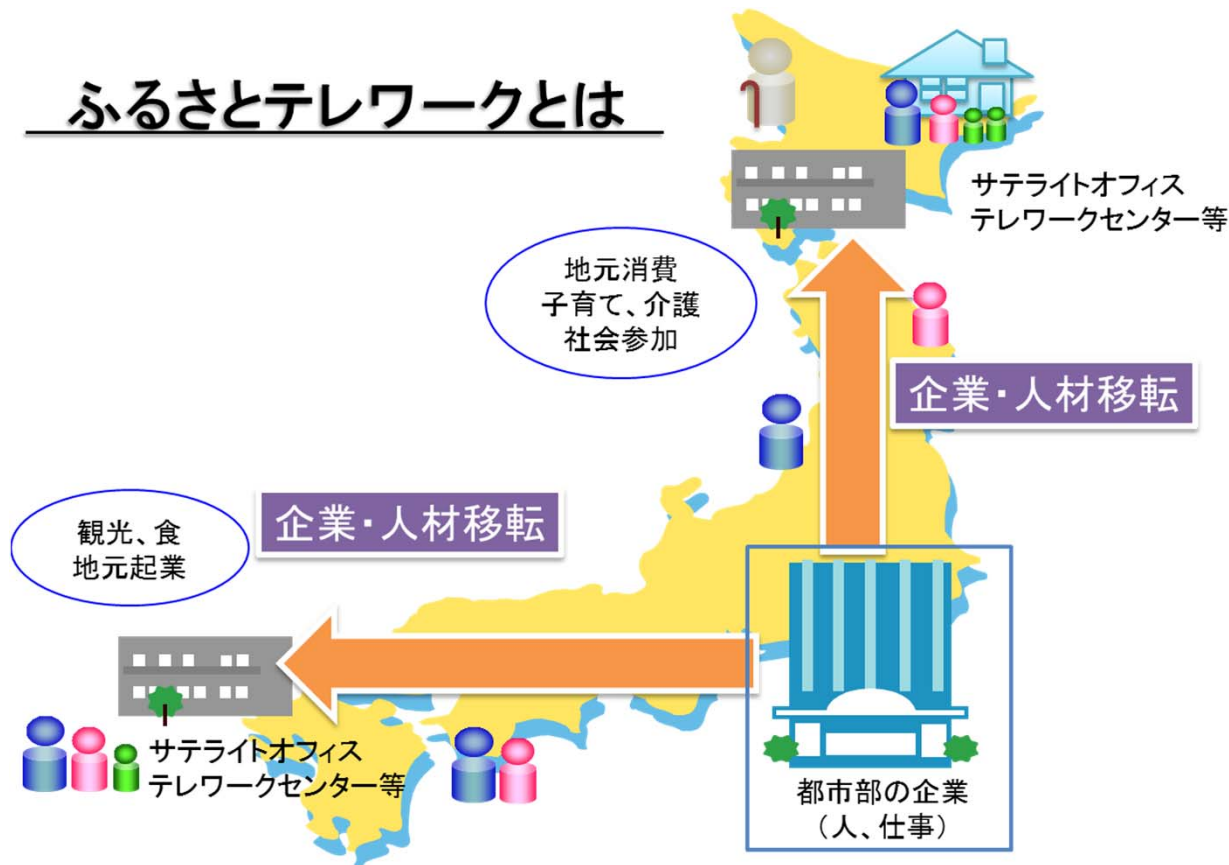
ふるさとテレワークセミナー

# 「ふるさとテレワーク」とは

総務省では、地方のサテライトオフィス等において都市部と同じように働ける環境を構築し、都市部から地方への人や仕事の流れを促進する「ふるさとテレワーク」を推進。

## ふるさとテレワーク推進事業（H29予算案 6.3億円の内数、H28当初予算 7.2億円の内数）

ふるさとテレワークの一層の普及を図るため、地方自治体や民間企業等に対し、サテライトオフィス等のテレワーク環境を整備するための費用の一部を補助する事業。



# 平成29年度予算ふるさとテレワーク推進事業（概要①）（予定）

## 事業の要件（主なもの）

※本内容については、現在調整中であるため、今後、変更の可能性があります。

### ① 交付要綱を遵守すること。

### ② サテライトオフィス又はテレワークセンター等（以下「拠点」という。）は、以下の地域以外の地域に設置すること。

○首都圏：首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に基づく「既成市街地」及び「近郊整備地帯」

○中部圏：首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）で定める名古屋市の特定の区域

○近畿圏：近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に基づく「既成都市区域」

### ③ 拠点利用者について

・本事業で整備する拠点において、以下に例示するような【地方移動者】（都市部から拠点の設置される市町村へ移住又は長期派遣等で移動し、都市部の仕事をテレワークで行う者）が最低1人以上発生し、また、地方移動者が当該拠点で働く状況が一定期間以上継続することが見込まれること。

（例1）地方のオフィスに、都市部の企業等の従業員が移動し、都市部の業務をテレワークで行う

（例2）子育てや親の介護等を理由に、地方へ移動を希望する従業員や個人が、テレワークで都市部の仕事を継続する

・なお、必須要件である【地方移動者】のための拠点の整備と併せて、以下に例示するような【地元ワーカー】（都市部の仕事をテレワークで行う整備拠点近隣の地元住民）がテレワークで都市部の仕事を行うための拠点を整備することも可能。

（例3）クラウドソーシング等を利用し、個人事業主として、又は起業により、都市部の仕事をテレワークで受注する

（例4）都市部の企業等が、テレワークで働く人材を、新規に地方で採用する

### ④ 業務について

・本事業で整備する拠点において、都市部の業務を、テレワークを活用して遠隔で行うこと。

・本事業で整備する拠点において、テレワークを活用した業務が一定期間継続的に行われることが見込まれること。

### ⑤ 実施者について

・地方公共団体、民間企業、大学、NPO法人等からなるコンソーシアムの代表機関であること。

ただし、コンソーシアムには、拠点の設置される地方公共団体及び民間企業等をそれぞれ1者以上含むことを必須とする。▲2

# 平成29年度予算ふるさとテレワーク推進事業（概要②）（予定）

## 事業の要件（主なもの） 続き

※本内容については、現在調整中であるため、今後、変更の可能性があります。

### ⑥その他

- ・コンソーシアムに含まれる地方公共団体が定めている対外的な計画や戦略等に、ICTを活用した企業誘致等ふるさとテレワークに関する取組を推進している旨の記載があること。

## 補助金の交付額

定額(上限3,000万円)

## 補助対象経費の範囲

- ・補助対象は、ふるさとテレワークの実施に必要な不可欠なテレワーク環境の整備費用(イニシャルコスト)に限る。
- ・建物等施設の建設等公共事業に分類される経費、整備完了後の拠点の運営費用(ランニングコスト)、その他本事業の目的遂行に直接必要と認められない経費及び一般的に合理的と認められる範囲を超える経費については、補助対象とはならない。

## 留意事項

- ・複数の拠点を整備する計画の場合、それぞれの拠点ごとに事業の要件を全て満たす必要がある。
- ・補助事業者は、補助事業の終了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、補助事業により整備した設備等の運用状況及び当該設備等に係る収益状況を報告しなければならない。また、当該報告により相当の収益が認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部を国に納付させることがある。
- ・本事業は直接補助事業であり、間接補助を認めていない。

## 国土交通省との連携

- ・本事業の拠点となる建物の改修等に関して、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金等を活用できる場合がある。

# 平成29年度予算ふるさとテレワーク推進事業（概要③）（予定）

## スケジュール(想定)

※本内容については、現在調整中であるため、今後、変更の可能性があります。

- ・平成29年3月下旬頃:公募開始(～5月12日まで) ※総務省HPにて報道発表予定
- ・平成29年5月～6月:審査及び採択候補先の選定
- ・平成29年7月以降:交付決定
- ・平成30年2月～3月:実績報告書の提出、額の確定

## 公募説明会(調整中)

- ・公募開始後に、下記の日程にて全国4箇所で公募説明会を開催予定。  
(参加申込み方法等の詳細については、公募の報道発表資料でご確認ください。)

日程	開始時刻	場所	会場
4月4日(火)	14:00	仙台	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 東北総合通信局
4月7日(金)	14:00	大阪	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿総合通信局
4月11日(火)	14:00	東京	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 関東総合通信局
4月14日(金)	14:00	名古屋	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 東海総合通信局

☆ふるさとテレワークの最新情報はこちらまで。

ふるさとテレワークポータルサイト  
<http://www.furusato-telework.jp/>

ふるさとテレワーク

検索



- 地方公共団体が都市部のベンチャー企業等にとって真に魅力的なサテライトオフィスを提供するためには、
  - ① 都市部の企業の具体的ニーズが把握できない、
  - ② 誘致に向けた戦略やノウハウがない、といった課題の解決が必要。
- このため、総務省が平成28年度に実施する三大都市圏の民間企業等の基本ニーズ調査の結果を活用し、地方公共団体が民間企業のニーズを実践的に把握して、地域の特性を活かした誘致戦略を策定することを支援。

総務省の  
基本ニーズ調査  
(H28実施)

対象 : 三大都市圏内に本社が所在する民間企業 等  
調査項目: 「サテライトオフィス」検討の有無、その理由、地方公共団体に求める条件 等



採択団体の取組に関心のある企業を抽出し、その情報を提供

採択団体  
の取組

空き公共施設等での「お試し勤務」等の受け入れを通じ、  
① より実践的な企業ニーズ調査  
② 執務環境、立地環境、生活環境などの必要条件の整理 などを行い  
⇒ 「誘致戦略」を策定 (地元企業・人材、通信環境、地方公共団体の支援方策等を反映)



誘致戦略に基づき、サテライトオフィスの開設・誘致に向けた具体的な取組を行い、都市から地方への新たなヒトの流れや、地元企業・人材と連携したビジネスの創出に結びつける

自然に囲まれた  
豊かな職住環境



東京などの大都市  
オフィスと同水準の  
ICT環境を提供